

公益社団法人 金沢こころの電話 の活動について

【公益社団法人 金沢こころの電話 の概要】

所在地：石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

代表理事：山内ミハル 規模：理事 17名 事務局 3名 電話相談員(ボランティア)204名 賛助会員 207名

活動目的：さまざまな悩みを持っている方に対して、電話で援助することを目的とする

また、地域の諸団体及び企業に対し、カウンセリングガイドをもって、よき隣人として良好な対人関係を築くことができよう講演会の講師を派遣。さらに電話相談に対する認知度を高めるため、地域交流を深めること及び植樹などにより、より住みやすい地域づくりに参画している。

活動内容：・毎週月～金曜日の18時から23時まで、土曜日は15時から21時まで、日曜・祝日は9時から21時まで電話相談を行っている（年間相談件数 8,400件）

- ・人間関係づくりのための講演会に講師派遣
- ・カウンセラーの養成講座
- ・相談員のスキルアップの為、全体研修会(年5, 6回)、グループ別研修会(会員を8部グループに分け、1グループ毎に年5, 6回事例検討を中心にした研修会)
- ・社会福祉協議会主催のふれあいバザーに参画
- ・厚生労働省呼びかけの「自殺防止対策先駆事業」に応募し、採択され4つの事業を立ち上げ活動（平成21・22年の2絵年間）

【自殺総合対策大綱改定に向けての要望・意見】

- ・金沢こころの電話は、会員が会費を出し合っていて、すべてボランティアで企画運営されており、賛助会員からの資金援助を集めるのに苦労している。公的資金の援助がもう少し増額されることを望む。
- ・生活困窮者用に、フリーダイヤルの設置が望ましいが、それでは資金がつかないであろう。また、フリーダイヤルを設置すると、頻回通話者が増加すると思われるので、好ましくはないか？
- ・地方は交通機関が十分ではないので、深夜及び遠方からの相談員が得難い。
- ・現在社会福祉会館内に1室を間借りしているが、専用の建物があれば、相談時間帯をもう少し増加することも可能になる。

NPO 法人心に響く文集・編集局の活動について

- 【NPO 法人 心に響く文集・編集局の概要】
- 活動拠点: 福井県坂井市三国町東尋坊 及び 東京都文京区湯島
- 代表者: 茂 幸雄(しげゆきお)
- 規模: 心に響く文集・編集局 = 会員 89 人(うちパトロール隊員 20 人)
自殺のない社会づくりネットワーク・ささえあい = 会員約 120 人
- 活動目的: ・自殺多発場所である福井県・東尋坊の水準での 自殺防止活動 (心に響く文集・編集局)
・全国の各職域で自殺防止に取り組んでいる実践者たちによる全国を視野に入れた「ささえあい」対策の推進
(自殺のない社会づくりネットワーク・ささえあい)
- 活動内容: ・平成 16 年 4 月から自殺多発場所である福井県・東尋坊を見回りし、自殺企図者の救助から再発するまでの一連の活動を行っており、この 8 年間で 379 人の自殺企図者の命を救い、東尋坊から再発させてきました。また、「まっとする人と、まっとする場所、まっとする時間をすぞす」サロンを JR 福井駅前に設けました。
(心に響く文集・編集局)
- ・平成 21 年 5 月から、各職域で活動している全国の実践者たちにより、「ささえあい」ネットワークを構築するため、「ゲートキーパー・フォーラム」「シエルトナー・フォーラム」「フォワード・フォーラム」などを開催してきており、月 1 回以上の「集い」(フォワードカフェ)を開催しています。
(自殺のない社会づくりネットワーク・ささえあい)

【自殺総合対策大綱改定に向けての意見】

1 自殺多発場所を擁する場所の「公共施設に対する管理責任」を徹底させること

国や都道府県が自然公園に指定している場所には、岸壁、樹海、溪谷、つり橋、湖、鉄道、踏切など「自殺を誘発している場所」となっており、ここに全国から自殺企図者が集まり、毎年 10 人以上が自殺しているのに無策の状態が放置されている現実があります。

これらの場所の管理責任者の義務として、立入禁止の措置、監視装置(赤外線)の設置、監視員の配置、緊急避難所の設置、相談所の設置などの「公施設の管理者責任」について、国がガイドラインで示す必要があると考えます。

まず、国民の目に見え、肌で感じる「自殺を誘発している場所」対策から始めるべきだと思います。

2 全国、各都道府県に緊急避難所(シエルトナー)の設置義務を

全国でゲートキーパーの養成講座が開かれています。自殺企図者を発見し行政機関や警察に通報しても、後処理をする施設が未整備であるため、「追い散らし

作戦」が採られて自殺に追い込まれている現実があります。

自治体の中に、堂々と「うちにはシエルトナーがないから」と言って、自殺企図者を門前払いをしている自治体があり、この行政機関によって自殺に追い込まれている実態があります。

ゲートキーパー養成講座を開くだけでなく、受け皿となる緊急避難所(シエルトナー)を都道府県内に 2 ケ所以上整備する必要があると考えます。

3 「生活保護」規定の見直し

「自分の住民すら守れないのに、他県者に自分の自治体の税金を使うなんて、もつての外や…」と言われ、県外滞在者の保護を極端に嫌われており、自殺に追い込まれている現実があります。

この自治体の心情も分り、他県者を保護してもその自治体が賞賛されても負担の掛からないシステム作り(国、又は対象者が一番多く納税してきた都道府県が負担する)の規定見直しを、喫緊に取り組む必要があると考えます。

4 精神障害者に対する認知行動療法や精神(心理)療法を実施する「中央拠点病院」の設置

医療現場では、精神科医師や精神科看護師不足から 1 人の医師が 1 日 30 人以上の患者さんを見ないと経営が成り立たないとの理由で、短時間治療しかやっています。

一方、自殺企図の患者さんからの声として、長年薬物療法だけの偏った治療しか受けさせて貰えず、認知行動療法や精神(心理)療法をお願いしても断られ、やっている病院を聞いても教えて貰えない。

などの声が多く寄せられており、長期間の薬物療法だけによる病苦と経済苦から、自殺に追い込まれて岩場に立つ人が大勢います。

この、精神科医や自殺企図者の声に真摯に耳を傾け、小さな医療現場が対応のできない認知行動療法や精神(心理)療法を専門に行う「中央拠点病院」(管区または県に一ヶ所以上)の創設を喫緊に行うべきと考えます。

5 その他

- ・都道府県にある自殺対策協議会の協議内容を、
⇒協議会の活性化
- ・【都道府県の施策に反映させること】を提言します。
⇒協議会の活性化
- ・医療現場から見えてきたうつ病にならないための薬物治療以外の【予防対策】を提言します。
⇒うつ病予防対策
- ・自殺防止対策ではなく、自殺を考えている人を救う行為は【人命救助】であるとの定義付けを。
⇒人命救助と位置付
- ・大綱には【自殺者ゼロ】を目標に掲げ、【孤立化の防止】施策に重点を置き、自殺防止対策の数値目標は設定しない。